

◎新潟県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年4月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 351号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市大手通2丁目1番1から 同市大島本町3丁目12番11まで	新	(A) 11.5～57.5メートル	2,755.1メートル
長岡市表町2丁目2番4から 同市古正寺町字中割135番1まで		(B) 24.0～53.0メートル	3,101.7メートル
長岡市大手通2丁目1番1から 同市大島本町3丁目12番11まで	旧	(A) 11.5～57.5メートル	2,755.1メートル
長岡市表町2丁目2番4から 同市古正寺町字中割133番1まで		(B) 24.0～53.0メートル	3,117.5メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の終点を変更する区域変更

3 路線の重用

一部区間一般国道403号、一般国道404号と重用